

皆様こんにちは。京都総合法律事務所の野崎隆史です。

紅葉シーズンを迎え、御池通の美しいこと！

百人一首 26番

小倉山 峰のもみぢ葉 心あらば 今ひとたびの みゆき待たなむ

貞信公

それでは、今月号のメルマガを始めます。

毎月の復習をしましょう。弁護士伊山正和による**注意指導のセオリー**です。ご一緒に音読してください。

- ① 「いつか気づいてくれるはず」の「いつか」は「いつまでも」訪れません。
- ② 「口頭注意」は「証拠」にならないので「書面」での注意と指導が必要不可欠です。

無料の**注意指導書のひな形**はこちらです。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=${CONTACTID}$)

このメルマガは転送大歓迎です！

転送に際してご連絡いただく必要はありません。

どんどん転送してください。

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】ニュースレター案内
- 【4】編集後記

【1】皆様への情報提供

◆労務◆

【解雇に踏み切るその前に】

従業員が辞めるのは自由でも、辞めてもらうのは簡単ではありません。

「おまえはクビだ！」の一言で解雇されてしまった主人公が、明日からの生活に思い悩む中で、物語は始まりを迎える。ドラマや映画では、よく見かける出来事です。

しかし現実の世界では、その次にやってくるのは辞めさせた従業員が依頼した弁護士からの内容証明郵便であり、行く先にただ煩わしいトラブルが待っているのみです。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=875?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=875?zc_cid=${CONTACTID}$)

【問題社員の放置は禁物！～モンスターになってしまうその前に】

<問題社員対応は遅くなればなるほど難しくなります>

従業員が働いた分だけ給料が支払われる。このことは、雇用という関係が成り立つための大前提であり、経営者であっても従業員であっても、共通の認識となっているはずですが。しかし、経営者と従業員とは、何をもって「働いた」というのか、大きなズレが生じていることが少なくありません。働きぶりが悪い従業員に対しては、支払っている給料に見合わないと感じたり、さらにはこのまま雇い続けること自体に消極的になることもあり得ると思います。

では実際に、働きぶりが悪いことを理由にして給料を下げたり、場合によっては解雇したりすることも認められるのでしょうか。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=862?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=862?zc_cid=${CONTACTID}$)

【変形労働時間制が無効とされた事例】

2022年10月26日、名古屋地方裁判所がマクドナルド社の変形労働時間制を無効と判断しました。

変形労働時間制には、1か月単位の変形労働時間制と1年単位の変形労働時間制があり、1か月単位の変形労働時間制では就業規則で、1年単位の変形労働時間制では労使協定で、労働日ごとの労働時間を特定する等の厳密な要件があります。

マクドナルドでは1か月単位の変形労働時間制を導入していましたが、各店舗で異なるシフトの全てを就業規則に記載しておらず、そこを衝かれて無効と判断されました。

残念ながら、変形労働時間制を適法に運用できている会社はほとんどないのが私達の実感です。変形労働時間制が無効となる場合、日々残業代が発生することになります。

そして、退職等がきっかけとなり、弁護士に相談したところ、積みり積もった多額の残業代があることが判明します。しかも、退職後は年利14.6%の遅延損害金がつきます。この超低金利時代に14.6%ですよ。

変形労働時間制の導入には十分なリーガルチェックが必要です。

変形労働時間制が無効とされた事例は多数あります。他の事例について、弁護士船岡亮太による解説記事はこちら。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=803?zc_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=803?zc_cid=$[CONTACTID])

【Twitter 社で大量解雇】

イーロン・マスク氏が Twitter 社を買収し、従業員の大量解雇が実行されているようです。

日本では経営合理化のための整理解雇はかなりのハードルがあるため、直ちにアメリカのような状況になるわけではありませんが、外国法人に雇用される日本人がどんどん増えている状況ですので、外国法人に雇用される日本人に日本の労働法が適用されるのかを整理しておきます。

まず、出発点となる法律は「法の適用に関する通則法」です。この法律により、当事者間で合意がある場合は、原則として、合意された国の法律が適用されることとなります。

そして、原則には例外もあります。労働関係については、「労働者が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を使用者に対し表示したときは、当該労働契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する。」という条文があります。その結果、外国法を適用する合意があったとしても、日本が「当該労働契約に最も密接な関係がある地」となる場合は、日本の労基法の適用を主張できるということになります。

なお、整理解雇については、弁護士伊山正和がポイントをまとめていますので、あわせてご覧ください。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=875?zc_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=875?zc_cid=$[CONTACTID])

◆会社法◆

【株式併合によるスクイーズアウト】

少数株主の株式を会社が強制的に買い取る手続として、平成 26 年の会社法改正後主流となっているのが、株式併合によるスクイーズアウトです。

簡単に言うと、少数株主の持ち株を超える株式を 1 株とする割合で併合することにより、少数株主の持ち株を端株化し、裁判所の許可を得て、端株を買い取って代金を交付するという方法です。

ジェネリック医薬品で有名な日医工株式会社が、今般、7038 万 4700 株を 1 株とする株式併合によるスクイーズアウトの実施を決議しましたので、ご紹介します。その他にも色々興味深い手続がなされています。

[https://www.nichiiko.co.jp/company/press/detail/5651/1634/4541_20221114_02.pdf?zc_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://www.nichiiko.co.jp/company/press/detail/5651/1634/4541_20221114_02.pdf?zc_cid=$[CONTACTID])

◆知的財産◆

【音楽教室訴訟】

2022年10月24日、音楽教室訴訟で、最高裁判所が知的財産高等裁判所の結論を維持し、生徒の演奏は演奏権の侵害に当たらない旨判断しました。

裁判の経緯は次のとおりです。

- ①東京地裁：先生の演奏も生徒も演奏も演奏権の侵害に当たる。
- ②知財高裁：先生の演奏は演奏権の侵害に当たるが、生徒の演奏は演奏権の侵害に当たらない。
- ③最高裁：生徒の演奏は演奏権の侵害に当たらない（先生の演奏については審議対象となっていない。）。

最高裁の判決で音楽教室訴訟はひとまず決着し、次は、JASRACへの著作権使用料がどの程度になるのかが気になるところです（JASRACは収入の2.5%を要求していましたが、この数字には生徒の演奏分も含まれているようですので、見直しがなされる可能性があります。）。

なお、著作権使用料は、JASRACが管理手数料として25%を控除し、残りを著作権者に分配するようです。そして、通常、作家と音楽出版社の間で著作権について契約が交わされ、音楽出版社が半分以上のマージンを取ることも多いようです。もし50%とすれば、作家が受け取るのは、JASRACに支払われた著作権使用料のうち、 $75\% \times 50\% = 37.5\%$ となるので、著作権使用料は、音楽出版社：37.5%、作家：37.5%、JASRAC：25%と分配されるわけですね。

【ファスト映画】

2022年11月17日、ファスト映画をYouTubeにアップしていた件についての損害倍書請求で、東京地方裁判所が、再生1回あたりの被害額は200円を下らないと認め、5億円の損害賠償を命じました。

YouTubeで正規に配信されている映画の価格が概ね1作品あたり400円以上であること等が200円の根拠になっているようです。

なお、コンテンツ海外流通促進機構の調査では、2021年6月の時点で、YouTubeに約2100本のファスト映画が投稿され、計約4億8000万回再生され、被害は推計956億円に上っているようです。

【知的財産専用ページ】

当事務所HPに知的財産専用ページを設け、著作権侵害、商標権侵害、意匠権侵害、不正競争、特許権侵害、実用新案権侵害等の知的財産にまつわるトラブルへの対応方法を解説しています。

随時記事を追加していますので、時々チェックしてください。

<https://kyotosogo->

[law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%)

[a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihon_202207.pdf?zc_cid=${CONTACTID})

◆個人情報保護◆

【個人情報保護法の基本】

プライバシーポリシーのご相談が増えています。

基本的な考え方やルールは、個人情報保護委員会のこの資料が大変わかりやすいと思います。

具体的な条項等にお悩みの際は私達にご相談ください。ぴったりのものを作成させていただきます。

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihon_202207.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihon_202207.pdf?zc_cid=${CONTACTID})

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

[https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=${CONTACTID})

【ハラスメント相談窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント相談外部窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID})

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

[https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ①クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ②担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③研修の実施
- ④クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の誤解を解き、会社と従業員を守りましょう。

[https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

[https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.14 を発行しました。

●特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

[https://kyotosogo-law.com/post-4460/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4460/?zc_cid=${CONTACTID})

【4】編集後記

2022年11月号、いかがでしたでしょうか？

プロ野球・日本シリーズは素晴らしい戦いでした。東京ヤクルトスワローズの2勝1分からオリックスバファローズが4連勝。MVPを獲得したラオウ（杉本裕太郎外野手）の勝負強さ（3度の決勝打）はさすがでしたが、個人的には、宇田川優希投手が最高でした。東京ヤクルトスワローズの勢いを完全に抑えていましたね。2020年の育成選手ドラフト3位。まさに育成の星です。

オリックスバファローズの日本一はイチロー氏がいた1996年以来26年ぶりです。ん？1996年の「バファローズ」は大阪近鉄バファローズで、オリックスは「ブルーウェーブ」でしたよね。

そうそう、イチロー氏と言えば、11月3日に東京ドームで行われた「KOBE CHIBEN vs 高校野球女子選抜」での松坂大輔氏のミスへのお説教、良かったですね。2006年のワールド・ベースボール・クラシックの合宿中での松坂大輔氏へのお説教が有名ですが、16年ぶり2度目のお説教となりました。

F1は、第20戦メキシコGP、第21戦ブラジルGP、第22戦アブダビGPが開催されました。

第20戦メキシコGPは、年間最多勝記録を狙う王者マックス・フェルスタッペン選手（レッドブル）が予選でポール・ポジション。メキシコGPでは過去4年間ポールシッター以外が優勝しています。

決勝では、フェルスタッペン選手が見事なスタートを決め、レースをリード。追うはレイス・ハミルトン選手（メルセデス）。メルセデスが復調の兆しです。フェルスタッペン選手は、ハミルトン選手とのギャップをうまくコントロールし、ついに今シーズン14勝目。ミハエル・シューマッハー氏（2004年）とセバスチャン・ベッテル選手（2013年）を抜き、年間最多勝記録を樹立しました！

第21戦ブラジルGPは、メルセデスが魅せました。昨年のコンストラクターズチャンピオンのメルセデス、今シーズンはまさかのここまで無勝。しかし、ブラジルでは一味違います。土曜日に行われたスプリントではジョージ・ラッセル選手がトップ、ハミルトン選手が3番手を獲得。

決勝では、ラッセル選手がF1初優勝を飾りました！おめでとうございます！ハミルトン選手も2位となり、メルセデスとしては2020年エミリア・ロマーニャGP以来のワン・ツーフィニッシュとなりました。

第22戦アブダビGP、今シーズン最終戦。昨年はファイナルラップで大逆転の「What a magic moments!」なレース。今年は、フェルスタッペン選手が危なげなくポール・トゥ・ウィン。王者の風格で年間最多勝記録を更新する今シーズン15勝目を挙げ、2022年のシーズンを締めくくりました。

そして、このレースをもって引退するベッテル選手（アストンマーティン）も10位入賞を果たし、華々しいキャリアの最後を飾りました。

ベッテル選手は、2007年・第7戦アメリカGPでF1デビューしました。このレースで8位に入賞し、当時のF1史上最年少入賞記録（19歳349日）を樹立。2008年・第14戦イタリアGPでF1史上最年少ポール・ポジションを獲得（21歳72日）。翌日の決勝で優勝し、最年少ポール・トゥ・ウインを記録しました（最年少優勝はフェルスタッペン選手が18歳227日で更新）。その後、2010年、2011年、2012年、2013年と世界選手権を4連覇。

2013年のベッテル選手は凄まじく、今シーズンを圧倒したフェルスタッペン選手の年間勝率が15勝 / 22戦≒68.18%だったのに対し、ベッテル選手は13勝 / 19戦≒68.4%と、フェルスタッペン選手でさえ及ばない無双ぶりでした。

レーサーは止まっていられないと思いますが、ひとまずお疲れ様でした。ありがとう！

オーディオブックからの今月の学びは、稲盛和夫氏の人生の方程式 = 「考え方」 × 「熱意」 × 「能力」 です。

今更皆様にご紹介するまでも無いですが、「能力」で劣っても「熱意」でカバーできること、「熱意」と「能力」は0から100ですが、「考え方」はプラス100からマイナス100まであるので、「考え方」が悪いと「熱意」や「能力」があっても人生が誤った方向に進んでしまうことを教えてくれています。

「考え方」の採点基準について、『京セラフィロソフィ』で挙がっていた要素を整理しておきます。

<良い心>

常に前向き・建設的・協調性・明るい・肯定的・善意に満ちている・思いやりがあって優しい・真面目・正直・謙虚・努力家・利己的でなく・強欲でない・足るを知っている・感謝の心を持っている

<悪い心>

後ろ向き・否定的・非協動的・暗く・悪意に満ちている・意地が悪く他人を陥れようとする・不真面目・嘘つき・傲慢・怠け者・利己的・強欲・不平不満ばかり・人を恨み・人を妬む

自分の悪い心を良い心に置き換え、人生の照準を正しい方向に合わせます。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID})

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

[https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=${CONTACTID})

知的財産専用ページ

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=${CONTACTID})

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com